

新型コロナウイルス感染症は発生から2年以上を経っていますが、いまだに収束に至っていません。こうした状況下において、政府としては、社会経済活動と感染拡大防止の両立に向けた取組を進めてきました。特に、文部科学省が担う教育や科学技術・イノベーション、スポーツ及び文化芸術の振興は、我が国の未来を切り拓く取組の中核であり、このコロナ禍においても、決して歩みを止めることが許されないものです。

こうした決意の下、安全な環境において子供たちの学びをしっかりと保障することで子供たちが自らの夢を実現することができるようにし、同時に、新型コロナウイルス及び将来の感染症対策に貢献する研究開発を加速して、研究者への支援を行うとともに、甚大な影響を受けているスポーツ・文化芸術活動を支援するため、文部科学省としては以下のような対応を行ってきました。

1 教育関係の対応について

(1) 学校における感染症対策及び児童生徒の学びの保障について

令和2年2月28日に、文部科学省から各学校の設置者へ臨時休業の実施を要請し、多くの学校において、臨時休業の措置がとられました。臨時休業措置は、子供たちや各家庭において学校がどれだけ大きな存在であったのかということを変更して浮き彫りにする機会となり、学校は学習機会と学力を保障するという役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や、人と安全・安心につながるができる居場所・セーフティネットとして身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割をも担っていることが再認識されました。こ

うしたことも踏まえ、文部科学省としては、感染症対策を徹底しつつ、最大限子供たちの健やかな学びを保障するため、様々な施策を行ってきました。

例えば、学校の衛生管理の観点から、児童生徒等の感染リスクを低減するための取組に資するよう、令和2年5月に「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を作成し、その後も最新の知見を踏まえ、随時改訂し、周知してきました。同年6月には「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」を作成したほか、令和3年度においては、各教育委員会等に対し、変異株の知見や感染状況を踏まえた適時適切な情報発信を行うとともに、学校で児童生徒等や教職員の感染が確認された場合の対応ガイドラインを作成し、臨時休業の基準などについても示しました。

また、一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、学習に著しい遅れが生じることのないよう、ICT端末を自宅等に持ち帰り、登校できなくても学校と自宅等をつなぐ手段を確保し、児童生徒とコミュニケーションを絶やさず学びを止めないようにすることが重要です。このため、ICT端末を活用した学習指導を行うに当たっての留意事項や自治体の事例等を周知するとともに、経済的に困難な家庭への通信費支援の充実を図りました。

加えて、教職員は、学校の業務を継続し、児童生徒等の学びの継続の保障や地域における社会機能を維持するために不可欠な存在であることから、令和4年2月の内閣総理大臣の指示を受け、各教育委員会等に対して、自治体の衛生部局等と連携して教職員の新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）に取り組むようお願いをし

ました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたり、児童生徒が様々なストレスや課題を抱える中、児童生徒の心理面や家庭環境への影響に対し、しっかりと対応する必要があると考えており、児童生徒の心のケアや福祉的な支援の充実に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置のための支援を行うとともに、養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行うこと、24時間子供SOSダイヤルなど相談窓口を周知することなど児童生徒の心のケア等に十分に配慮するよう、学校現場に示してきています。

加えて、感染症予防や正しい情報の収集、差別や偏見、新しい生活様式などを記載した、学校現場において感染症予防に関する教育を行うための、小・中・高等学校の教師用の指導資料について、新たな知見等を踏まえ令和4年3月に改訂しました。

修学旅行については、その教育的意義や児童生徒の心情等を考慮し、適切な感染防

止策を十分に講じた上で、その実施方法の適切な変更・工夫を含め実施に向け配慮いただくようお願いしました。

高校入試については、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、受検生が安心して臨めるよう、実施者である都道府県教育委員会等に対し、調査書において、学習評価の内容や諸活動の記録等の記載が少ないことをもって、不利益を被らないようにすることなどの配慮を依頼しました。

また、試験会場等の感染症対策や追検査等による受検機会の確保なども依頼し、各実施者において、これらの措置を講じた上で、試験が実施されました。

こうした必要な情報の周知等の実施に加え、一人一人のニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するため、令和3年3月に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を改正し、公立小学校の学級編制の標準を35人に引き下げました。

図表 1-2-1 新型コロナウイルス感染症に関する主な情報発信（初等中等教育関係）

通知・事務連絡名等	日付	内容
感染症や災害の発生等の非常時やむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）	令和3年2月19日	感染症や災害の発生等の非常時やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導の基本的な考え方をまとめ、自宅等における学習の取扱いや指導要録上の取扱いについて示すとともに、平常時から非常時への備えが重要であること等を周知。
令和3年度における修学旅行等の実施に向けた配慮について（事務連絡）	令和3年4月1日	感染状況等を踏まえ、引き続き、感染防止策の確実な実施や保護者などの御理解・御協力を前提に、修学旅行等の実施に向けての特段の配慮を依頼。
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について	令和3年4月23日	政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更事項について周知。（以後、当該方針に変更が生じるたびに周知）
「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について	令和3年4月28日	学校の衛生管理の観点から、児童生徒等の感染リスクを低減するための取組に関する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を改訂したため周知。（以後、逐次改訂及び周知）
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について	令和3年6月22日	生徒に対する新型コロナワクチンの接種について、学校を会場とし、当該学校に所属する生徒に接種を行う形態の集団接種により、実施することについての考え方及び留意点等について周知。
学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について	令和3年8月27日	特に緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下において、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合に、学校における濃厚接触者等の特定への協力や臨時休業の判断に当たっての考え方について周知。（以後、感染状況に応じた留意事項を別途周知）
新型コロナウイルスの懸念される変異株、オミクロン株に対応した学校における感染症対策に係る留意事項について	令和4年1月7日	新型コロナウイルスの懸念される変異株と位置付けられたオミクロン株に係る知見及びそのことを踏まえた学校における感染症対策に係る留意事項について周知。
教職員の新型コロナワクチンの追加接種について（事務連絡）	令和4年2月7日	各教育委員会等に対して、自治体の衛生部局等と連携して教職員の新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）の促進に取り組んでいただくよう依頼。
オミクロン株に対応した春季休業に際しての学校関係の新型コロナウイルス感染症対策について	令和4年3月18日	オミクロン株の影響により多くの感染が発生している現状において、春季休業に際して各学校において取り組んでいただきたい感染症対策について周知。

また、学校における感染症対策や教育活動の充実のため、必要な情報の周知等の実施に加え、教員業務支援員等の人的な支援、消毒液など保健衛生用品の整備等の物的な支援、空調設備やトイレ改修等の衛生環境改善に必要な予算措置を講じています。さらに、「GIGAスクール構想」の開始時期を令和3年4月に大幅に前倒しし、児童生徒1人1台端末環境の整備等を進めるなどしてきたところですが、日々、感染症対策に配慮した工夫や取組を行っていただいている学校現場を支え、子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう、文部科学省としても、引き続き、必要な助言や支援を行っていきます。

(2) 大学等における対応について

① 学生の学修機会の確保について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、大学や高等専門学校（以下、「大学等」という。）においては、オンライン授業の取組が大きく広がりました。オンライン授業には、時間や場所の制約がないなどのメリットがあるため、文部科学省としてはデジタルを活用した教育手法の具体化とその成果の普及を図るための環境整備を支援するなどの施策を行ってきました。さらに、制度面では、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、面接授業を行うことが困難な場合に行った遠隔授業を面接授業として取り扱う特例措置や、面接授業の一部を遠隔授業によって実施する場合の取扱いを明確化し、周知するなどの対応を行ってきました。

他方で、大学等の教育においては、学生同士や学生と教職員の人的な交流も重要な要素です。文部科学省としては、全ての授業をオンラインとするのではなく、各大学等において感染拡大の防止策を十分に講じた上で、対面による授業の機会を設けることを積極的に検討いただくよう促すとともに、

各大学等における優れた取組例も周知してきました。

引き続き、学生一人一人の立場に立ち、きめ細かな配慮をいただくよう大学等に要請するとともに、学生の学修機会を十分に確保するための支援をしていきます。



スモークを使って、空気の流れやパーティションの役割を確認する学生の様子（写真提供：愛知県立大学）

② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている学生等への支援

文部科学省では、新型コロナウイルス感染症により経済的な影響を受けている学生等への対応として、経済的に困難な学生等が活用可能な支援策を取りまとめ、継続的に支援を行っています^{*1}。具体的には、令和2年4月から始まった高等教育の修学支援新制度の着実な実施に加えて、家計が急変した世帯に対する新制度及び貸与型奨学金による随時の支援等に取り組んでいます。さらに、令和3年度は「学生等の学びを継続するための緊急給付金」により、新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの学生等に対して現金10万円の支給を行いました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、学生等が様々な不安を抱えやすい状況にあることから、各大学等に対し、相談体制の整備や専門家との連携等により、学生等の悩みや不安に寄り添ったきめ細かな対応をいただくようお願いしています。こうした取組を通じ、今般の新型コロナウイルスの影響で学生等が進学・修学を断念するようなことがないよう、引き続

*1 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等への経済的支援一覧
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html

きしっかり支援していきます。

③大学入試の実施について

令和4年度大学入学者選抜については、受験生が安心して試験に臨めるよう、事前に様々な措置を講じました。はじめに、令和3年6月に策定した「令和4年度大学入学者選抜実施要項」において、大学入学共通テストについては、令和3年に引き続き追試験を本試験（1月15日・16日）の2週間後（1月29日・30日）に設定の上、試験会場も本試験と同様に全国47都道府県に設置し、受験機会の確保措置を講じました。次に、各大学に対し、総合型選抜や学校推薦型選抜について、オンラインによる面接等を取り入れた選抜を行うことや、個別学力検査については、追試験の設定や別日程への振替等の措置を講ずることを要請しており、約9割以上の国公私立大学が追試験などの配慮を行いました。さらに、オミクロン株が拡大する中においても、一人の受験者も受験機会を失うことのないよう、共通テストが受験できなかった受験生に対し、個別入試で合否判定することや、個別入試の再度の追試の実施等を各大学に要請しました。

また、感染症の専門家の協力を得ながら、オミクロン株の濃厚接触者について、「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」を改定し、その受験生の受験を可能とするとともに、国土交通省と連携し、当該受験者が感染対策を講じたタクシー等を利用することも可能とし、こうした受験生の受験機会を確保しました。各大学には本ガイドラインに基づいて感染対策の徹底を要請し、共通テストについては、大学入試センターにおいて感染予防対策を講じて試験が実施されました。

これら令和4年度入試の実施状況等を踏まえた上で、令和5年度大学入学者選抜においても、受験生が安心して試験に臨めるよう、引き続き高校・大学関係者等と協力しながら準備を進めていきます。

④留学生への支援について

文部科学省としては、海外に渡航している日本人留学生に対し、感染症危険情報レベル等に関する注意喚起等の必要な情報の発信に努めているほか、経済的な支援を実施しています。

例えば、海外留学奨学金においては、これまでと異なり、留学中に感染症危険情報レベル2以上となった場合でも、本人が希望した場合は、留学先の個別の状況等を確認した上で支援対象とするなど、奨学金支給の柔軟化を図っているほか、水際対策強化の措置により、帰国後14日間の健康観察のためホテル等への滞在を求められるといった状況を踏まえ、日本人留学生の帰国時の経済的負担を軽減するため支援を行うなどの取組について、日本学生支援機構を通して行ってきました。

また、我が国で学ぶ外国人留学生についても学生等の学びを継続するための緊急給付金の対象に外国人留学生も含めるなどの経済的支援に加え、帰国困難な留学生については、就労可能な在留資格へ変更可能とすること等の弾力的な措置や、利用可能な各種支援制度について、大学等に対して学生・卒業生に幅広く周知するよう依頼するなど、様々な支援を行ってきました。

⑤大学拠点接種等について

文部科学省においては、新型コロナワクチンの接種に関する地域の負担を軽減するとともに、接種の加速化を図っていくため、大学等を中核とし、自大学の教職員・学生のみならず、近隣の教育関係者・学生等や、地域住民等へのワクチン接種を行う「大学拠点接種」を進めています。

1・2回目接種では、拠点となる大学として合計364大学、こうした大学と連携してワクチン接種を実施する大学を含めると、計760大学にてワクチン接種の機会を提供いただきました。また令和4年2月からは3回目のワクチン接種機会の提供も開始しました。さらに、大学・専門学校等の学生へのワクチン接種を効率的に加速するため、令和4年度には自治体等と大学等が

図表 1-2-2 新型コロナウイルス感染症に関する主な情報発信（高等教育関係）

通知・事務連絡名等	日付	内容
令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について	令和3年3月4日	大学等の令和3年度の授業の実施に当たり、感染拡大防止措置に関して留意いただきたい事項を周知。
大学等における遠隔授業の取扱いについて	令和3年4月2日	大学等における遠隔授業の実施に当たり、60単位の上限への参入に関する考え方の明確化や、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い特例的な措置として認められていた弾力的な運用について、今後、感染症や災害の発生時等の非常時においても同様に認められることについて周知。
新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する追加の経済的な支援について	令和3年5月14日	「経済的に困難な学生等が活用可能な支援策（令和3年4月～）」について、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化等を踏まえ、追加の支援策を含め、改訂して周知するとともに、各大学等において、学生等に情報が確実に行き渡るよう、引き続き周知ときめ細かな相談の対応を要請。
令和4年度大学入学者選抜実施要項について	令和3年6月4日	令和4年度大学入学者選抜に関する基本的事項を「令和4年度大学入学者選抜実施要項」、入学者選抜における感染症対策を「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」において整理し周知。
大学等における抗原検査簡易キットの活用について	令和3年6月10日	抗原検査簡易キットの配布について、配布の希望状況を調査するとともに、使用の手引きを周知。
「大学拠点接種」に関する文部科学大臣メッセージ	令和3年6月25日	新型コロナワクチンの接種に関する地域の負担を軽減するとともに接種の加速化を図るため、大学等におけるワクチン接種（大学拠点接種）を進めるに当たり、文部科学大臣からのメッセージを発信。
令和4年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの追試験の試験場の規模について	令和3年9月14日	令和4年度大学入学者選抜実施要項において新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて別途検討していた追試験の試験場数の規模について、特例的に全都道府県に試験場を設置することとした旨を周知。
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の決定等について	令和3年11月19日	新たな「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の決定を受け、学生の学修機会の確保と、新型コロナウイルス感染症への対策の徹底の両立等に取り組んでいただくよう各大学等に要請。
令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドラインの一部再改訂について	令和3年12月28日	「令和4年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」を改定し、オミクロン株が拡大する中、当初は受験ができなかったオミクロン株も含めた無症状の濃厚接触者の取扱いを見直し、当該受験生が受験可能とする旨を周知。
令和4年度大学入学者選抜における受験機会の更なる確保について	令和4年1月11日	新型コロナウイルスの感染拡大の状況の中、一人の受験生も入学を志願する大学の入学者選抜の受験機会を失うことのないよう、共通テストが受験できなかった受験生に対し、個別入試で合否判定することや、個別入試の再度の実施等を各大学に要請。
日本人学生の1年未満の海外留学について	令和4年2月4日	日本人学生の海外留学に関し、大学間交流協定等に基づく1年未満（実際の派遣期間9ヵ月未満）の留学プログラムの再開について、大学等における学生の安全確保等への留意事項を示すとともに、日本学生支援機構奨学金による支援の再開を周知。
令和4年度の大学等における学修者本位の授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底等に係る留意事項について	令和4年3月22日	大学等における令和4年度の授業の実施等に当たり留意いただきたい事項を改めて整理し、学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立を図りつつ、学生一人一人の目線に立った教育活動を実施いただくよう各大学等に周知。

連携した大規模接種会場等における団体接種の経費等を支援しています。

(3) 在外教育施設に関する対応について

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響を受け、令和2年度では、現地当局の指示等により、在外教育施設において児童生徒を通学させることができず、大きな影響が出ていましたが、令和3年度では、ほとんどの在外教育施設で通常登校又はオンライン指導を行うことができました。

文部科学省では、日本人学校や補習授業校への教師派遣を行っており、新規に派遣

する教師については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、現地の防疫・医療体制が構築されているなど、安心・安全に渡航できると考えられる国・地域から、順次派遣しています。令和2年度は新規に派遣する教師のほとんどが4月当初には国内待機となりましたが、令和3年度は9割以上の教師を4月当初に派遣し、6月までにはほぼ全ての教師を派遣することができました。

また、国内待機中の派遣教師が在外教育施設に関する業務を行った場合に支給される在勤基本手当等を令和2年度に創設したほか、新型コロナウイルス感染症の影響下

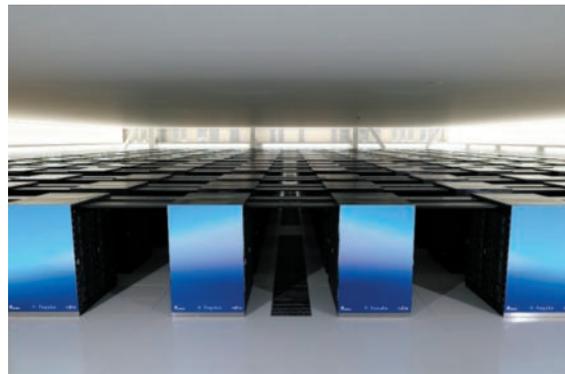
において在外教育施設における児童生徒の学びを止めないようにするためにも、日本人学校の児童生徒や教師に対する1人1台のPCの配備、PC周辺のICT機器整備や感染症対策のための支援等を行ったところであり、引き続き非常時でも途切れることのない教育体制の強化を図っていきます。

2 科学技術関係の対応について

新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の事態の中、文部科学省においては、治療薬やワクチン、迅速診断法の基盤となる技術の早期確立を目指し、関係府省との連携の下、科研費や日本医療研究開発機構等による支援の充実を通じて研究開発を加速しました。また、スパコン「富岳」の前倒し利用による飛沫の飛散・換気シミュレーション等の研究開発にも緊急的に取り組んできました。こうした研究開発から、新型コロナウイルスに関する知見を蓄積・共有するとともに、迅速診断装置等が実用化に至るなどの成果が得られました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた研究者への支援については、競争的研究費制度における各種手続の期限延長や計画変更等についての柔軟な対応、研究施設のリモート化・スマート化の促進を通じた研究活動の停滞の解消、新型コロナウイルスに関連する遺伝子組換え実験に関する大臣確認手続の迅速な実施等を進め、研究現場の活動を支えてきました。

文部科学省としては、引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する研究開発を進めていきます。これに加え、将来発生し得る感染症の制御と共生に向けて、中長期的な視点からの基礎研究・学術研究の推進、感染症の海外研究拠点における研究の推進及びモニタリング体制の強化や異分野融合研究の推進、ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成をはじめとする研究基盤の充実等についても積極的に取り組んでいきます。



スーパーコンピュータ「富岳」

3 スポーツ関係の対応について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、トップアスリートの強化活動、プロスポーツ、部活動の大会や多くの市民が参加する地域スポーツ活動等、様々なスポーツ活動の自粛が余儀なくされました。一方こうした状況を打開するために、スポーツ庁、各スポーツ関係団体において、感染症対策をはじめ様々な工夫を凝らし、人々や社会を勇気づけ、日常を取り戻す取組を続けてきました。こうした努力の積み重ねの中、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）が開催される等、一定の制限が設けられながらもスポーツ活動が再開し、スポーツの価値が発揮できる場が徐々に取り戻されつつあります。このように新型コロナウイルス感染症の影響によって、社会が大きく変化する中でも、新たな社会・生活様式の下で、国民や社会がスポーツの価値を享受できるよう、スポーツ施策を進めていくことが重要です。

具体的には、感染症対策を徹底しつつ、トップアスリートが安心して強化活動に専念できるよう必要な予算を計上するとともに、感染症等の影響下でも継続的に強化活動を進めていけるよう、デジタル技術等を活用した多様な支援手法の研究も進めており、それらを含め、国際競技力の強化に取り組まれました。

また、国民のスポーツ参画という点については、東京2020大会で高まったスポー

ツの機運を生かして、スポーツ関係団体やスポーツ選手の協力の下、身近な場所で簡単にできる運動・スポーツ紹介動画や競技紹介の動画を発信するとともに、どこでも簡単にできるエクササイズの紹介動画や、ターゲット別の運動・スポーツ実施啓発に関するリーフレットの活用等を促進しました。

さらに、補正予算を活用し、全国規模のスポーツイベント等における感染対策経費を補助する等の開催支援を行うとともに、各スポーツ団体が作成する感染防止対策のためのガイドラインへの助言、そして「子供たちの全国的なスポーツ大会の安全・安心な開催支援相談窓口」の設置等を通じ、感染予防とスポーツ活動の両立に向けた取組を全面的に支援しました。

水際対策については、一時すべての国からの入国が原則禁止される中で、公益性・緊急性を審査し、入国におけるサポートを行う等、質の高いスポーツが実施されるよう努めてきました。

こうした取組をはじめ、引き続き、あらゆる手段を通じてスポーツの灯を守り抜き、スポーツ活動の再開・継続・発展を支援していきます。

4 文化芸術関係の対応について

文化芸術活動は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けてきた分野の一つであり、令和3年度においても、新たにオミクロン株の流行もあり、文化芸術活動を取り巻く現状はいまだに厳しい状況にあります。このような国難と呼ぶべき現状であるからこそ、人々の心を癒し、勇気づける文化や芸術の力が一層必要です。文化庁としては、コロナ禍で傷ついた文化芸術の復興と持続的な発展を図るため、文化芸術に関わる方々に対し広く様々な支援を行ってきました。

令和3年度補正予算として、文化庁の一度の補正予算としては最大となる905億円を計上したところですが、その中では、文化芸術団体による感染対策を十分に実施し

た上での積極的な公演開催等への支援や文化施設の感染症予防対策への支援を行ったほか、子供たちが文化芸術に触れる機会を確保するため、劇場・音楽堂、地域教室や学校等において文化芸術鑑賞・体験の機会を提供する取組も実施してきました。さらに、コロナ禍により入国できない外国人留学生に対する日本語教育支援や地域固有の伝統行事等の伝承のための支援を行うなど、時勢に合わせた新たな取組も行っています。

また、業界団体が策定する感染拡大予防ガイドラインの策定支援を行うとともに、フリーランスや小規模団体が多く、ワクチンの職域接種の機会を確保することが困難な文化芸術関係者に対し、国立文化施設において職域接種の機会を提供しました。

引き続き、文化芸術活動の再開・継続・発展に向けて、あらゆる手段を通じて取り組んでいきます。

